

「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」

ホームページ動画制作業務仕様書

1 件 名

「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」ホームページ動画制作業務

2 委 託 期 間

令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

3 業務の目的

本業務はオンラインを活用したイベントを実施し、若年者の「ものづくり」離れが叫ばれている中、県民に「ものづくりの楽しさ」や「ものづくりの素晴らしさ」を体験してもらう機会を設け、広く県民に「ものづくり」をアピールすることにより、ものづくり産業の根幹となる技術・技能取得意識および技能尊重気運の高揚を図り、本県産業の発展に寄与することを目的とする。

4 業務内容

以下に掲げるコンテンツを制作し、成果物を納品すること。小学生から中学生を対象としたコンテンツとすること。

(1) ホームページの制作

以下の内容を当協会ホームページ内または専用ホームページにて掲載し、運営と管理をすること。

(ア) 動画等制作数

① 動画撮影

1. ものづくり体験教室 10分以内の動画 4教室
ものづくり体験教室出展団体が製作する作品の過程を撮影し、How to 動画とする。
対象者は小学生から中学生（体験教室により、対象年齢は異なる）。
撮影は滋賀県職業能力開発協会 研修室（大津市南郷）にて行う。
2. 技能士の技 実演紹介 10分以内の動画 3実演
熟練技能士による作品製作実演を動画とする。
撮影は技能士の事業所で行う（大津市内・彦根市内・甲賀市内3ヶ所）。
3. 1.2ともにインタビュー・取材を同時に行い、仕事のやりがいや、どうすればなれるのか、子ども達に向けてなど、動画内もしくは下記②ホームページ内へ掲載する事。
4. 動画撮影日までに各出展団体と事前打ち合わせを行うこと。

② ホームページ作成

1. 写真と文章による、各教室・実演を行う団体紹介、作品展示、技能・仕事紹介ページの制作 7 団体

各技能関係団体の取り組みや活動内容、また技能士のしごと内容について紹介。作品にかける想いや、プロの技術を紹介し、「ものづくり」へ興味を持ってもらえるような内容とすること。

(イ) 動画等掲載方法

- ① 「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」用のホームページを制作し、動画サイトへ誘導できるようにすること。
- ② 動画に関しては YouTube チャンネルを開設し、配信を行うこと。

(ウ) ものづくり体験教室参加申込の応募フォームがホームページからアクセスできるようにすること。また、応募フォームの結果を CSV ファイルとして取得できるようにすること。

(エ) (ウ) を用いてもものづくり体験教室参加申込者の抽選を行うこと。

(オ) スケジュール

令和2年11月	各出展団体と撮影計画の打合せ・決定
令和2年11月～12月	動画撮影
令和3年 1月中旬	動画配信開始
令和3年 2月上旬	ものづくり体験教室参加申込者抽選結果報告
令和3年 2月26日(金)	納品

(2) 納品

(ア) 成果品

- ① 動画データ一式・・・MP4 (50Mbps)
※画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。
- ② DVD・・・各体験教室動画ごとに1枚(7枚程度)
(HD 解像度 1280×720)
※画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。
※ディスクには内容が分かるようにタイトル名を記載する事
- ③ ものづくり体験教室参加申込者の抽選結果の一覧表
- ④ その他、委託者が指示するもの

(イ) 納品場所・期限等

- ① 納品場所：滋賀県職業能力開発協会
〒520-0865 滋賀県大津市南郷5丁目2-14
- ② 期限：令和3年2月26日(金)

5 業務実施上の条件

- (1) 業務の実施にあたっては、撮影に関する打合せを事前に各団体を十分行い撮影に臨むこと。
- (2) 受託者は業務実施にあたっては各団体を協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について、随時、委託者に報告すること。
- (3) 撮影に際しては、新型コロナウイルス感染症の防止策を最大限にとること。
- (4) 本業務の中で使用する映像・画像・技術等において、既に他者が著作権所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (5) 成果物の引き渡し後1年間の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正に必要な措置を無償で講ずること。
- (6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料、画像等を受託者に提供するものとする。
- (7) 関係法令を遵守し業務にあたること。
- (8) 撮影する出演者の肖像権については、事前に同意を得ること。
- (9) 本業務の履行に当たって得た個人情報を適正に管理し、第三者に開示しないこと。
- (10) この他に定めない事項については、委託者と協議し決定すること。

6 権利の帰属

本業務の履行に係る成果物の所有権及び撮影した映像素材の著作権については全て委託者に帰属するものとする。